

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の一部を改正する条例**（条例第二号）

- 一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日又は同法の施行の日から施行することとした。

● **徳島県職員定数条例の一部を改正する条例**（条例第三号）

- 一 病院局の職員の定数を千八十人から千二百四十人に改めることとした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金条例**（条例第四号）

- 一 職員の定年の段階的な引上げの期間において職員に支給すべき退職手当に充てられたため、徳島県職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
- 二 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。
- 三 基金は、退職手当の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。
- 四 基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。
- 五 この条例は、令和五年四月一日から施行し、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

● **知事の退職手当の特例に関する条例**（条例第五号）

- 一 令和元年五月十八日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しないこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県税条例の一部を改正する条例（条例第六号）

- 一 自動車税種別割について、次の特例措置を講ずることとした。
 - 1 令和五年度から令和七年度までに新車新規登録された自動車のうち、次に掲げるものについて、当該登録の翌年度に税率のおおむね百分の七十五を軽減すること。
 - (一) 電気自動車
 - (二) 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車
 - (三) プラグインハイブリッド自動車
 - (四) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が九十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの
- (五) 一定の排出ガス性能を備えたLPG自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち

、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が九十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの

(六) 一定の排出ガス性能を備えたディーゼル自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が九十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの

2 令和五年度及び令和六年度に新車新規登録された自動車のうち、次に掲げるもの（1の適用を受ける自動車を除く。）について、当該登録の翌年度に税率のおおむね百分の五十を軽減すること。

(一) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が七十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの

(二) 一定の排出ガス性能を備えたLPG自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が七十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの

(三) 一定の排出ガス性能を備えたディーゼル自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が七十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの

3 令和五年度から令和七年度までに新車新規登録から十一年（ガソリン自動車及びLPG自動車については、十三年）を経過した自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを燃料とするハイブリッド自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）について、その翌年度以後に税率のおおむね百分の十五（バス及びトラックについては、おおむね百分の十）を重課すること。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（条例第七号）

一 児童福祉法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第八号）

一 地方裁量型認定こども園の認定の要件に次に掲げる事項を追加することとした。

1 通園、園外学習等のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に子どもの所在を確認すること。

2 通園を目的として運行する自動車に車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車時に子どもの所在を確認すること。

二 幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園における職員配置の要件の特例を設けることとした。

三 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

四 一の2について、所要の経過措置を講ずることとした。

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例（条例第九号）

- 一 子ども・子育て支援法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第十号）

- 一 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に係る手数料の額を改めることとした。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例**（条例第十一号）

- 一 医師修学資金の貸与の要件に係る大学の範囲を拡大することとした。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例**（条例第十二号）

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第十三号）

- 一 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、徳島県腕山放牧場を利用させないこととした。
- 二 利用を制限する期間における徳島県腕山放牧場の管理は、知事が行うこととした。
- 三 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第十四号）

- 一 建築基準法の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。
 - 1 建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査
 - 2 建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査
 - 3 建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査
- 二 一団の土地の区域を建築物の一の敷地とみなすこと等による制限の緩和等の対象に大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物が追加されたことに伴う所要の整備を行うこととした。
- 三 その他所要の整理を行うこととした。
- 四 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県都市公園条例の一部を改正する条例**（条例第十五号）

- 一 徳島県鳴門総合運動公園に設ける運動施設の建築面積の総計の同公園の敷地面積に対する割合は、百分の十二を限度として百分の二を超えることができることとした。
- 二 徳島県鳴門総合運動公園の陸上競技場用照明施設の使用料を照度による区分ごとの額に改めることとした。
- 三 一については公布の日から、二については令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例**（条例第十六号）

- 一 設置
行政不服審査法に基づく機関として、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置することとした。

二 所掌事務

審査会は、徳島県情報公開条例、個人情報保護に関する法律及び徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の規定による諮問等に応じ調査審議等を行うこととした。

三 組織等

- 1 審査会は、委員十二人以内で組織し、委員の任期は、二年とすることとした。
- 2 審査会に、会長を置くこととし、委員の互選によつて定めることとした。
- 3 その他審査会の会議に関し必要な事項を定めることとした。
- 4 審査会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができることとした。
- 5 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。
- 6 委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこととした。
- 7 審査会の調査手続等について必要な事項を定めることとした。

四 雑則

- 1 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

- 2 三の6の義務に違反した者に対する罰則を定めることとした。

五 施行期日等

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、2及び3の一部については、公布の日から施行することとした。

- 2 審査会の設置等に伴う所要の経過措置を設けることとした。

- 3 次に掲げる条例について、所要の整理を行うこととした。

(一) 徳島県情報公開条例

(二) 住民基本台帳法施行条例

(三) 徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

● 徳島県公文書等の管理に関する条例（条例第十七号）

一 総則

- 1 この条例は、県及び地方独立行政法人等の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もつて県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人等の諸活動について現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とすることとした。

- 2 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによることとした。

二 公文書の管理

- 1 実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができ

るよう、原則として文書を作成しなければならないこととした。

2 公文書の整理等

(一) 整理

- (1) 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならないこととした。
- (2) 実施機関は、公文書を公文書ファイルにまとめるとともに、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付し、保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、徳島県立文書館（以下「文書館」という。）への移管又は廃棄の措置をとるべきことを定めなければならないこととした。

(二) 実施機関は、公文書ファイル等について、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ適切に保存しなければならないこととした。

(三) 実施機関は、公文書ファイル管理簿を作成し、一般の閲覧に供するとともに、これを公表しなければならないこととした。

(四) 移管又は廃棄

(1) 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、文書館に移管し、又は廃棄しなければならないこととした。

(2) 実施機関は、公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならないこととし、知事は、当該公文書ファイル等が歴史公文書等に該当すると認めるときは、文書館に移管するよう求めることができることとした。

(五) 実施機関は、公文書の管理の状況を毎年度、知事に報告しなければならないこととした。

(六) 実施機関は、公文書の管理を効率的に行うため、電子情報システムの利用に努めなければならないこととした。

(七) 実施機関は、公文書管理規程を設けるとともに、これを公表しなければならないこととした。

三 特定歴史公文書等の保存、利用等

1 知事は、特定歴史公文書等を文書館においてその内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ適切に保存するとともに、特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならないこととした。

2 特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱

(一) 知事は、特定歴史公文書等について利用請求があった場合は、個人情報に記載されている場合等を除き、利用させなければならないこととした。

(二) 知事は、特定歴史公文書等の利用を制限する場合に該当するか否かについて判断するに当たっては、時の経過を考慮するとともに、実施機関の意見を参酌しなければならないこととした。

3 特定歴史公文書等の利用請求及びこれに対する決定並びに利用の方法等について

所要の規定を設けることとした。

- 4 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があつたときは、知事は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととし、当該審査請求については、審理員による審理手続を経ないこととした。
- 5 知事は、特定歴史公文書等について積極的に一般の利用に供するよう努めるとともに、その保存及び利用の状況について公表しなければならないこととした。

四 雑則

刑事訴訟に関する書類等の取扱い、出資法人及び指定管理者の文書管理並びに実施機関の職員に対する研修について所要の規定を設けることとした。

五 施行期日等

- 1 この条例は、一部を除き、令和六年四月一日から施行し、二については、同日以後に作成し、又は取得した文書について適用することとした。
 - 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に文書館において保存する歴史公文書等（公文書であるものを除く。）及び同日以前に作成し、又は取得した公文書であつて、その保存期間が満了し、実施機関が定めるところにより、歴史的文化的価値を有するものとして施行日以後に文書館に引き渡したものについては、特定歴史公文書等とみなすこととした。
 - 3 その他所要の経過措置を講ずることとした。
 - 4 次に掲げる条例について、所要の整備を行うこととした。
 - (一) 徳島県文化の森総合公園文化施設条例
 - (二) 徳島県情報公開条例
 - (三) 徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例
- 徳島県立学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第十八号）**
- 一 県立学校の職員の定数を二千五百五十一人に、県費負担教職員の定数を四千七百四十五人に改めることとした。
 - 二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● 徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第十九号）

- 一 徳島県立城ノ内高等学校を廃止することとした。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● 徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十号）

- 一 警務部の所掌事務にサイバー事案に係る犯罪の捜査その他のサイバー事案に対処するための警察の活動に関することを加えることとした。
 - 二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）**
- 一 本県警察官の定員を次のとおり改めることとした。

区分	改正前	改正後
警 視	七五人	七六人

警部	一五二人	一五四人
警部補	四二九人	四三六人
巡査部長	四四三人	四五一人
巡査	四五六人	四六三人
計	一、五五五人	一、五八〇人

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第二十二号）

一 特定自動運行の許可及び特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。